

(別紙2)

(公印・契印省略)

情 郵 審 第 3 5 号

令 和 7 年 9 月 4 日

総 務 大 臣

村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 相 田 仁

答 申 書

令和7年7月1日付け諮問第3198号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件について当審議会が実施した意見募集に関し、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙1のとおりである。
- 2 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）については、別紙2のとおり必要な修正を加えた上で、策定することが適当と認められる。

以上

「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針(案)」に対する意見 及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和7年7月2日(水)から令和7年7月31日(木)まで
- 意見提出数：13件(法人・団体:10件、個人:3件)
- 意見提出者：※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見受付順、敬称略)

1	JCOM株式会社
2	NTT株式会社
3	株式会社NTTドコモ
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
5	NTT西日本株式会社
6	NTT東日本株式会社
7	株式会社オプテージ
8	ソフトバンク株式会社
9	楽天モバイル株式会社
10	KDDI株式会社
—	個人(3件)

※ 提出意見の要約部分(灰色の網掛け部分)及び頂いた御意見に対する考え方部分においては、各法人の名称について、NTT株式会社は「NTT持株」、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社は「NTT東西」、株式会社NTTドコモは「NTTドコモ」、NTTドコモビジネス株式会社は「NTTドコモビジネス」、株式会社NTTデータは「NTTデータ」と表記しています。

総論

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見0-1 固定/移動、国内/海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しを要望。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や25年前のMNO間の競争環境に着目して策定された規制・ルール（現在でもなおNTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直すことを要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は2.2億契約、固定ブロードバンドは5,000万契約を超えています。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心はSNSやメッセージアプリ等が変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。</p> <p>また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、現在ではコンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが巨大なプラットフォーム等をバックグラウンドに、自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出する等、競争構造は大きく変化し、国内だけでなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。</p> <p>そのため、政府においては、固定/移動、国内/海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）や25年前のMNO間の競争環境に着目して策定された規制・ルール（現在でもなおNTTドコモのみに課されている禁止行為規制）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとな</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p> <p>○ なお、移動通信分野における禁止行為規制の対象事業者については、総務省において、今後のMNOの収益シェアの推移、モバイル市場の競争状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>っていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NTT 株式会社】</p>		
<p>意見0-2 固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しを要望。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直すことを要望。</p>		
<p>1. 基本的な考え方</p> <p>電気通信市場における技術革新や利用者の利用実態の変化は加速度的に進展しており、音声からデータへの移行、ブロードバンドサービスの拡大、固定通信から移動通信へのシフト等、市場構造は大きく変化し、いまや携帯電話は2.2億契約、固定ブロードバンドは5,000万契約を超えています。また、スマートフォンの登場により、音声通話サービスはアプリでも提供可能になり、コミュニケーションの中心はSNSやメッセージアプリ等が変わってきています。さらに、音声通話だけでなく、動画視聴や決済、行政手続き等、日常生活の様々なサービスがスマートフォン上のアプリで提供され、国民生活を支えています。</p> <p>また、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、現在ではコンテンツやデバイス、プラットフォームといったレイヤー横断的な産業構造に変容し、海外のプラットフォーマーが巨大なプラットフォーム等をバックグラウンドに、自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替することでネットワークレイヤーにも進出する等、競争構造は大きく変化し、国内だけでなくグローバルかつレイヤー横断的な競争が展開されています。</p> <p>そのため、政府においては、固定／移動、国内／海外といった従来の枠組みではなく、グローバルプレーヤーの動向やユーザーの利用実態に着目したうえで、技術・市場環境の変化を踏まえ検討・検証していくとともに、利用者利便の向上や国の産業力強化等を目的として、事業者による柔軟かつ機動的なイノベーションの創出・新たな価値提供の実現が可能となるよう、通信事業者等の新たな技術・サービスの創出や事業拡大等の取組みの後押しをいただきたいと考えます。</p> <p>その際、かつて国内での通信事業者間の競争に着目して策定された電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定等）が、昨今の市場環境の変化を踏まえた時に、現在あるいは将来の情報通信ビジネスの自由度を抑制し、我が国の産業の成長・発展にブレーキをかけるものとなっていないかを検証し、速やかにそうした規制やルールを抜本的に見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NTT 西日本株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

【NTT 東日本株式会社】		
意見0-3 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が法定化されたこと、それを踏まえ本方針を定めることに賛同。		
電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が法定化されたこと、それを踏まえ本方針を定めることに賛同いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。	無
【ソフトバンク株式会社】		
意見0-4 令和7年改正法に基づき令和8年度までに施行が予定されている項目について、令和8年度に本方針を改定することに賛同。 累次の公正競争条件の法定化については、NTTグループ各社において遵守されるべき条件を、不足なく適切に法定化（関連省令を整備）することを要望。仮に、法定化されない条件があったとしても、十分な調査・確認を行い、事後検証において担保できるようにすることを要望。		
令和7年改正法に基づき令和8年度までに施行が予定されている項目について、本委員会で議論を行った上で、関係省令の整備状況等を踏まえ、令和8年度に本方針を改定することに賛同いたします。 累次の公正競争条件の法定化については、NTTグループ各社において遵守されるべき条件を、不足なく適切に法定化（関連省令を整備）していただきたいと思います。仮に、法定化されない条件（NTT株式会社殿（以下、「NTT殿」）との関係性に関連するもの等）があったとしても、遵守状況の確認を不要とするのではなく、十分な調査・確認を行い、事後検証において担保できるようにするべきと考えます。	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 頂いた御意見については、総務省において、2025年改正電気通信事業法を踏まえた公正競争条件に関する法令整備に当たっての検討の参考とするものと考えます。	無
【ソフトバンク株式会社】		
意見0-5 NTT東西のメタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画及び当該縮退による音声接続料の高騰見込みや、音声接続料の高騰が見込まれる場合の適切なコスト配分等の対策についても検討すべきとの考え。		
「電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案しつつ、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「(略)電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」を行」う（P1）とされているところ、NTT東西殿のメタル回線設備の縮退と既存利用者の移行に関する具体的な計画及び当該縮退による音声接続料の高騰見込みについても勘案の対象として頂きたいと存じます。 音声接続料の高騰が見込まれる場合には、適切なコスト配分等の対策についても検討すべきと考えます。	○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。	無
【楽天モバイル株式会社】		
意見0-6 本方針に基づく調査・評価の結果の公表形式についての質問。		
2（3）について、本方針に基づく調査・評価の結果は「電気通信分野における市場検証レポート」に盛り込まれる形での公表となるでしょうか？それとも、レポートとは別でとりまとめ・公表する予定でしょうか？	○ 本方針に基づく調査・評価の結果は従前の「電気通信分野における市場検証レポート」を参照しつつ取りまとめて公表する予定です。	無
【個人1】		

1. 電気通信事業者間の競争の状況の調査

1-1 調査の概要

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-1-1 電気通信事業の公正競争を促進するために必要な政策対応を検討する上では、金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害するおそれがないか等の観点も併せて分析することを要望。また、近年急速に発展しているAI分野では、利用者へ過大な利益提供がなされる場合においては過度な囲い込みに繋がるおそれがあるため、その動向についても注視する必要があるとの考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業の公正競争を促進するために必要な政策対応を検討する上では、金融・決済サービスとの連携によるポイント還元等、通信に付帯する非通信領域のサービスが利用者の過度な囲い込みに繋がっていないか、さらにその原資負担の所在の確認等、公正競争を阻害するおそれがないか等の観点も併せて分析いただくことを要望いたします。 また、近年急速に発展している AI 分野では、MNO がサブブランドや廉価プラン等において AI 機能をバンドルしたサービスを開始しているところ、利用者へ過大な利益提供がなされる場合においては過度な囲い込みに繋がるおそれがあるため、その動向についても注視いただく必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

1-2 定点的に観測する指標等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-2-1 移動系通信市場において、サブブランドや廉価プラン、グループ内MVNOを含むMNOグループと独立系MVNOが公正な競争をおこなっているのかを分析・検証する上で、以下の内容等についても確認する必要があるとの考え。なお、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 移動系通信市場においては、多様な事業者の競争による料金の低廉化やサービスの多様化を図っていくため、引き続き MVNO が市場における競争の軸として機能することが重要であり、特に MNO グループと独立系 MVNO の間のイコールフットイングの確保が重要となります。 この点、MNO はサブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO において、独立系 MVNO と近接する料金でメインブランドと同等品質のサービスを提供しているところ、サブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO を含む MNO グループと独立系 MVNO が公正な競争をおこなっているのかを分析・検証する上では、以下の内容等についても併せて確認する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> MNO の契約数シェアのうち、MNO グループにおけるサブブランドや廉価プランの契約数がそれぞれどれだけ占めているか。 	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> - MVNO の契約数シェアのうち、MNO グループ内 MVNO と独立系 MVNO の契約数がそれぞれどれだけ占めているか。 - MNO グループについて、サブブランドや廉価プラン、グループ内 MVNO の内訳を明らかにした上で、MNO グループと独立系 MVNO のサービス間で契約者の乗り換えが定量的にどの程度発生しているか。 <p>• なお、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p style="text-align: center;">意見 1-2-2 固定系通信市場において、MNOの勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視するとともに、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • 固定系通信市場において、FTTH の提供形態別の契約数の推移では、2018 年度に「卸電気通信役務」型の契約数が「自己設置」型の契約数を上回り、過半数を超える状況が続いています。この状況はまさに、サービス卸の開始前に多数の事業者から指摘されていた「MNO による固定通信市場の支配」が顕在化している状況と考えます。 • また、「電気通信事業分野における市場検証（令和 6 年度）年次レポート（案）」において、NTT 東西のサービス卸の卸先事業者数が 800 者を超える状況にも関わらず、事業者形態別契約数シェアでは依然として MNO の割合が 7 割を超える状況となっており、一部の MNO では廉価プラン利用者向けの光コラボサービスが提供される等、「MNO による固定通信市場の支配」の傾向がより強まる状況にあると認識しております。 • このような状況が継続すれば、設備設置事業者の設備投資インセンティブは失われるため、リスクを負って設備競争を挑んできた設備設置事業者が淘汰され、結果として NTT が設備を独占するようになるのは明らかです。 • この点、MNO の勧誘方法等が公正な競争を阻害するものとなっていないか注視いただくとともに、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p style="text-align: center;">意見 1-2-3 法人向けサービス市場において、IoT市場の動向を分析するには以下の内容等についても把握し、MNOとMVNO間の競争状況を確認することを要望。公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じることを要望。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> • 法人向けサービス市場においては、ネットワークだけでなくネットワークとソリューションをセットにしたトータルソリューションとしての提供が顧客ニーズの充足に資すると考えられるところ、ネットワーク単体で提供される場合とトータルソリューションで提供される場合を想定して検証することが重要であると考えます。 • この点、IoT 機器接続用途では「電気通信事業分野における市場検証（令和 6 年度）年次レポート（案）」において調達先事業者候補の上位を MNO が占めていることや、クラウド市場では仮に MNO が市場シェアの高いクラウド事業者と提携する場合に排他的な市場環境を作り出す可能性が考えられること等を踏まえると、その動向を注視いただく必要があります。 • 特に法人向けの IoT サービスにおいては、回線数規模等に応じた相対契約で提供される場合もあり、このうち大型案件については価格競争が激しくなることから、MNO 自身が基本料や接続料を含む卸料金を下回るような料金水準にてサービス提案を行う場合が存在する可能性があると考えております。仮にそのような状況となった場合、MVNO では実現困難な料金水準であることから、価格面で競争力を有することができず、IoT 市場における MVNO の淘汰や MNO グループの協調的寡占につながり、その結果として、料金の高止まりやサービスの横並びなど利用者利便を大きく損ねることが懸念されます。 • この点、MNO と MVNO 間でのイコールフットイングの確保が求められるところ、IoT 市場の動向を分析いただく際には以下の内容等についても併せて把握いただき、MNO と MVNO 間の競争状況を確認いただくことを要望いたします。 <ul style="list-style-type: none"> - 提供主体別の IoT サービスの標準価格と提供価格、および値引き率 - 1 案件における回線数規模感 • なお、いずれの市場においても公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-2-4 検証対象とする市場画定や指標については適宜適切に見直していくことが重要との考え。</p>		
<p>電気通信市場の競争状況の分析にあたっては、検証対象となる市場を画定した上で定点的かつ継続的に観測することで実態を把握できるものと考えます。競争状況を俯瞰的に分析する観点から、従前より実施されていた市場構造に関する指標（事業者別シェア、市場集中度等）に基づく観測が必要ですが、市場の変化にもなって競争環境も変わり得ることが想定されるため、検証対象とする市場画定や指標については適宜適切に見直していくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-2-5 法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTドコモビジネス、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編</p>		

<p>に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証することが必要であり、「3. 電気通信事業者間の競争の状況の調査」の項目として追加することを要望。特にNTTデータグループについては、定点観測に加え、競争状況の詳細把握と影響の検証を多角的・重点的に行うべきとの考え。</p>		
<p>法人向けサービス市場におけるネットワーク市場は、隣接市場であるシステム・インテグレーション（SI）市場から多大な影響を受けることが懸念されます。</p> <p>法人向けサービス市場の分析は、「ネットワーク市場」「ソリューション市場」でトップクラスの事業者※1であるNTT東西、NTTドコモグループのNTTドコモビジネス、NTTデータグループのNTTデータ等で構成されるNTTグループの組織再編による市場への影響、当該組織再編に伴うNTTグループの連携状況の変化等について検証することが必要であり、「3. 電気通信事業者間の競争の状況の調査」の項目として追加を要望します。</p> <p>特にNTTデータグループにおいては、公社時代からの社会インフラシステムを引き継ぎ、現在も金融機関や政府機関などといった社会的公共性の高い分野で高いシェアを維持し、全国的な社会インフラ網を保守・運用するベンダーロックイン状態になっていると認識しております。そのため、定点観測に加え、競争状況の詳細把握と影響の検証を多角的・重点的に行うべきと考えます。</p> <p>※1 年次レポート（案）の『「WANサービス市場」事業者別シェアおよび市場集中度の推移』において、NTT東日本（第3位）、NTT西日本（第1位）、NTTコミュニケーションズ（第2位）。（令和5年度と変更なし）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ NTTデータグループの組織再編に係る対応等については、本方針案4（3）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」のとおり、組織再編に係る影響を検討することとされており、この検討状況を踏まえることが適当と考えられることから、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

1-3 電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-3-1 電気通信事業者の通信サービス提供におけるクラウドサービスの利用や依存の状況等の調査だけでなく、海外プラットフォームの通信サービスへの進出がユーザサービスや市場競争に与える影響についても調査・分析する必要があるとの考え。</p>		

<p><電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握> 前述のとおり、従来の固定通信・移動通信というネットワーク市場に閉じた国内事業者間の競争から、海外プラットフォーマーが自社クラウド基盤上で拠点間の通信サービスを代替するようになってきている等、国内だけでなくグローバルかつレイヤー横断的な競争へと、競争構造が大きく変化してきています。 こうした動きを踏まえれば、電気通信事業者の通信サービス提供におけるクラウドサービスの利用や依存の状況等の調査だけでなく、海外プラットフォーマーの通信サービスへの進出がユーザサービスや市場競争に与える影響についても調査・分析いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT 西日本株式会社】 【NTT 東日本株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-3-2 今回の調査及び評価を進めるに当たっては、「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会」との間で議論内容に齟齬や重複が発生しないように、留意することを要望。</p>		
<p>令和7年6月より、「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会」において、電気通信事業におけるパブリッククラウドの利用について、電気通信事業者とクラウド事業者との連携の在り方や技術基準等が検討されています。今回の調査及び評価を進めるに当たっては、各会合間で議論内容に齟齬や重複が発生しないように、ご留意いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握に当たっては、総務省において、関係部署間で連携し、関連する委員会等の議論を踏まえて実施するように努めることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-3-3 今後の法人サービス市場における検証にあたっては、電気通信事業を取り巻く環境変化にあわせたクラウドサービス拡大等を踏まえ、今後の動向を注視していくことが重要との考え。</p>		
<p>仮想化技術等の発達により、通信ネットワークを構築する設備は環境の変化に合わせて、クラウド事業者が今まで以上により大きな影響力を持つことが想定されます。 今後の法人サービス市場における検証にあたっては、電気通信事業を取り巻く環境変化にあわせたクラウドサービス拡大等を踏まえ、今後の動向を注視していくことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

1-4 研究開発への取組状況の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1-4-1 研究に関する責務撤廃を踏まえ、研究開発競争の状況把握と、国際競争力強化への影響等の観点から検証を行うことに賛同。国際競争力強化への影響や、研究開発力の確保の観点においては、長期的・継続的な状況把握と、検証を行っていくことが重要との考え。また、NTTが適切に研究成果普及に努めているかの検証（普及方法の妥当性、独占実施権や優先実施権の設定実態等）も必要との考え。</p>		

<p>研究に関する責務撤廃を踏まえ、研究開発競争の状況把握と、国際競争力強化への影響等の観点から検証を行うことに賛同いたします。</p> <p>国際競争力強化への影響や、研究開発力の確保の観点においては、長期的・継続的な状況把握と、検証を行っていくことが重要と考えます。</p> <p>また、責務撤廃に当たって示された考え方※を踏まえると、NTT 殿が適切に研究成果普及に努めているかの検証（普及方法の妥当性、独占実施権や優先実施権の設定実態等）も必要と考えます。</p> <p>※「日本電信電話株式会社等の研究成果の普及についての日本電信電話株式会社等に関する法律第3条の適用に関する考え方」より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> 「研究成果の普及は、国際競争力の強化や経済安全保障の確保等にも留意した上で、最も効果的と認められる方法（普及の時期や相手方を含む。）により行うよう努めることが適当」 「共同研究の相手方に独占実施権や優先実施権の設定などを認めることが研究成果の普及に最も効果的と認められる場合には、独占実施権の設定等を行うことに特段の支障はない」 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 1-4-2 研究に関する責務撤廃後のNTT持株の基礎基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行うことについて、賛同。今後の検証にあたっては、国内の電気通信事業者間の研究開発への取組状況を比較する以上に、「国際競争力の強化」を目的としたNTT法改正の効果を重点的に検証することが重要であり、「国際競争力の強化」の効果については、国内の電気通信事業者ではなく、諸外国の主要な通信事業者と比較すべきとの考え。</p>		
<p>「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第20号）による研究に関する責務撤廃後のNTT株式会社（以下「NTT持株」という。）の基礎基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う」ことについて、賛同いたします。</p> <p>今後の検証にあたっては、国内の電気通信事業者間の研究開発への取組状況を比較する以上に、「国際競争力の強化」を目的としたNTT法改正の効果を重点的に検証することが重要と考えます。</p> <p>そのうえで「国際競争力の強化」の効果については、例えば売上高に対する研究開発費の比率の分析、特許出願件数と取得件数の推移、特許の質的な評価（引用、ライセンス、資産価値など）、技術分野別ポートフォリオ、研究開発部門の人員数や構成といった要素について、国内の電気通信事業者ではなく、諸外国の主要な通信事業者と比較すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

2. 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

2-1 調査の概要

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-1-1 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮するとともに、累次の各種報告事項を規定する法令や各種要請等の中で、重要度が低下したものについては、改廃することを要望。		
<p><業務の適正性の確認について></p> <p>電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握のために事業者から各種報告を求める際においては、法令等に基づき既に提出している報告事項や各事業者の公表資料等を活用いただく等、事業者側に過度な負担や重複した報告が生じないよう配慮いただくとともに、累次の各種報告事項を規定する法令や各種要請等の中で、重要度が低下したものについては、改廃していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT 西日本株式会社】 【NTT 東日本株式会社】</p>	<p>○ 電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握に当たっては、総務省において関係部署間で連携し、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な実施に努めることが望ましいと考えます。</p>	無

2-2 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-2-1 各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き情報提供に協力していく考えであるものの、事業者側に過度な負担が生じないよう配慮することを要望。		
<p><リスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握について></p> <p>各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握については、引き続き情報提供に協力していく考えですが、電気通信事業分野における競争状況等の評価に資する報告に限定していただき、事業者側に過度な負担が生じないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT 西日本株式会社】 【NTT 東日本株式会社】</p>	<p>○ 各種重要なリスクのリスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握に当たっては、総務省において、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な実施に努めることが望ましいと考えます。</p>	無
意見2-2-2 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握や法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認に当たっては、既に提出済みの情報や過去のモニタリング等を通じて得られた情報について、事前に総務省内で共有・整理を行い、電気通信事業者にとって負担とならないよう配慮することを要望。		

<p>経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握や法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認に当たっては、既に貴省へ提出済みの情報や過去のモニタリング等を通じて得られた情報について、事前に貴省内で共有・整理を行っていただいた上で、電気通信事業者にとって負担とならないようご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握や法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認に当たっては、総務省において、関係部署間で連携し、既に提出済みの情報等を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な実施に努めることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
--	--	----------

2-3 NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-3-1 別表4に記載の「②各種取引条件等の公平性の担保」及び「③在籍出向及び役員兼任の禁止」等が法定化されていることに賛同。「大NTTの復活」(事実上の一体化)を背景に、次世代ネットワーク基盤の構築、海外展開の利益やノウハウのグループ内での還元・囲い込みによる市場支配力の増大など、NTTグループの不当な競争力拡大や公正競争の阻害への懸念が解消されないことから、次に掲げる措置を講じる必要があるとの考え。</p>		
<p>別表4に記載の「②各種取引条件等の公平性の担保」及び「③在籍出向及び役員兼任の禁止」等が法定化されていることに賛同するものの、「大NTTの復活」(事実上の一体化)を背景に、次世代ネットワーク基盤の構築、海外展開の利益やノウハウのグループ内での還元・囲い込みによる市場支配力の増大など、NTTグループの不当な競争力拡大や公正競争の阻害への懸念が解消されないことから、次に掲げる措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>① 市場検証委員会または同等の組織による、NTTグループ各社の公正競争条件の遵守状況についての客観性・透明性の高い検証の継続的な実施</p> <p>② 本方針に基づく確認や上記①の検証において遵守が不十分とされた公正競争条件について、実効性を強化するため、必要に応じ法定化するなど規定として明文化すること</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>

2-4 NTTグループの組織再編に係る対応等

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見2-4-1 今後、NTTグループの組織再編に際して検証が行われるとしても、グループ内での資本関係の変更や、電気通信市場の公正競争に大きく影響を与えないような事業の吸収分割や譲受については、検証の対象外とすることが必要との考え。なお、NTTデータグループの完全子会社化については、直接、公正競争に与える影響はないと考えているものの、検証を行うために必要な情報提供は行う考え。</p>		

<p>2. 公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査について <NTT グループの組織再編に係る対応等> グループ内会社の組織再編については各社の経営判断によって行われるものであり、すべての組織再編について検証を行うとした場合、企業の経営の自由を阻害することに繋がるため、今後、NTT グループの組織再編に際して検証が行われるとしても、グループ内での資本関係の変更や、電気通信市場の公正競争に大きく影響を与えないような事業の吸収分割や譲受については、検証の対象外として頂くことが必要と考えます。</p> <p>なお、NTT データグループの完全子会社化については、すでに過半数の株式を保有していたこと、また、電気通信市場の公正競争は電気通信事業法等により確保されており、それらの公正競争条件を遵守していくことから、直接、公正競争に与える影響はないと考えていますが、検証を行うために必要な情報提供は行う考えです。</p> <p style="text-align: right;">【NTT 株式会社】</p>	<p>○ 本方針案4(3)③「NTTグループの組織再編に係る対応等」において記載されている組織再編については、「必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある」と認める場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する」としております。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-4-2 今後、NTTグループの組織再編に際して検証が行われるとしても、グループ内での資本関係の変更や、電気通信市場の公正競争に大きく影響を与えないような事業の吸収分割や譲受については、検証の対象外とすることが必要との考え。</p>		
<p><NTT グループの組織再編に係る対応等> グループ内会社の組織再編については各社の経営判断によって行われるものであり、すべての組織再編について検証を行うとした場合、企業の経営の自由を阻害することに繋がるため、今後、NTT グループの組織再編に際して検証が行われるとしても、グループ内での資本関係の変更や、電気通信市場の公正競争に大きく影響を与えないような事業の吸収分割や譲受については、検証の対象外として頂くことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTT 西日本株式会社】 【NTT 東日本株式会社】</p>	<p>○ 本方針案4(3)③「NTTグループの組織再編に係る対応等」において記載されている組織再編は、「必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある」と認める場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する」としております。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-4-3 当社と当社の特定期間法人との間での組織再編について、電気通信市場へ与える影響が大きいと想定される場合には、可能な限り検証に協力していく考え。当社以外の第二種指定電気通信設備設置事業者においても、各社の特定期間法人との組織再編が、電気通信市場の公正競争に与える影響が大きいと想定される場合には、同様に検証することを要望。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> 当社と当社の特定関係法人との間での組織再編について、電気通信市場へ与える影響が大きいと想定される場合には、可能な限り検証に協力していく考えです。 他方、多層化する電気通信市場において、MNOをはじめとする各事業者の創意工夫により多岐に渡るサービスが提供されており、特に第二種指定電気通信設備設置事業者においては、電気通信市場における競争優位性の差は縮小傾向にあると考えます。 そのため、当社以外の第二種指定電気通信設備設置事業者においても、各社の特定関係法人との組織再編が、電気通信市場の公正競争に与える影響が大きいと想定される場合には、同様に検証いただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTT ドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。 ○ なお、本方針案5「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」においては、「電気通信事業法第30条及び第31条に基づく禁止行為規制の適用対象等の妥当性」を評価しております。 	<p>無</p>
<p>意見2-4-4 NTTグループの組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある場合に、その影響の検討を行うことに賛同。仮にNTT東西の統合の是非を検討する場合には、前提として本施策の効果等の検証が必要であるとの考え。その上で、関係事業者等の意見を確認し十分な議論を行う等、慎重に対応することを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> NTT グループの組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある場合に、その影響の検討を行うことに賛同いたします。 特に NTT 東西においては、回線数シェアが7割を超えている中、非対称規制が課されていることにより、事業者間の競争が機能している状況であるところ、仮にNTT 東西が統合される場合には、組織等さまざまな経営資源が集中することで規模の経済が働き、NTT 東西の市場支配力が高まり、その結果、設備競争の減退等、公正競争上の問題をもたらすおそれがあります。 また、NTT 東西の分離の本来の目的の一つとしてヤードスティック競争による非効率性の排除があるものと認識しているところ、仮に NTT 東西の統合の是非を検討する場合には、前提として本施策の効果等の検証が必要であると考えます。その上で、関係事業者等の意見を確認し十分な議論を行う等、慎重に対応いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本方針案では、NTT東西の分離の在り方等、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」において引き続き検討することが適当であるとされた項目の検討に資するよう、関連する調査等を行う予定ですが、頂いた御意見については、総務省において、今後の参考とするものと考えます。 	<p>無</p>
<p>意見2-4-5 NTTグループにおいて組織再編が行われた際の対応について、本方針で明確化したことに賛同。検証の対象となる組織再編が行われた際には、公正競争に与える影響を継続的に検証していくことが重要との考え。また、旧NTTからの分離会社間の組織再編等、現状では検証の対象として明記されていない組織再編についても、公正競争への影響を検討する必要があると考えられるものについては、本委員会等で取り上げ、その影響を確認・検証することが必要との考え。</p>		

<p>NTT グループにおいて組織再編が行われた際の対応について、本方針で明確化したことに賛同いたします。検証の対象となる組織再編が行われた際には、公正競争に与える影響を継続的に検証していくことが重要と考えます。</p> <p>また、旧 NTT からの分離会社間の組織再編等、現状では検証の対象として明記されていない組織再編についても、公正競争への影響を検討する必要があると考えられるものについては、本委員会等で取り上げ、その影響を確認・検証することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検証の対象となるNTTグループの組織再編は本方針案4（3）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」のとおりであり、頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-4-6 NTTグループの組織改編による公正競争に与える影響を検証するにあたっては、検証対象において合併・吸収分のみならず、事業等の譲受けや資本関係の変更等（グループ内企業の株式取得）も含めることが重要との考え。また、本方針案においても公正競争に与える影響の検討にとどまらず、総務省にて組織再編の事前の検証および行政措置の実施、再編実施後の検証について明確化を要望。</p>		
<p>NTT グループの組織改編による公正競争に与える影響を検証するにあたっては、検証対象において合併・吸収分のみならず、事業等の譲受けや資本関係の変更等（グループ内企業の株式取得）も含めることが重要と考えます。</p> <p>あわせて、NTT グループの組織再編においては、電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）の結果*にも「組織再編の実行前に要請・行政指導の実施や監督命令を行うことも想定される」と記載されているとおり、本方針案においても公正競争に与える影響の検討にとどまらず、総務省にて組織再編の事前検証および行政措置の実施、再編実施後の検証について明確化を要望します。</p> <p>*電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート P158 検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる。例えば、市場検証会議における事後的な検証の実施のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、実行後における公正競争上の具体的な問題への対応のため、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定される。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本方針案4（3）③「NTTグループの組織再編に係る対応等」においては、「旧NTT（NTT持株・NTT東西）と旧NTTからの分離会社との間及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第30条第3項第2号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）」を対象としております。 ○ また、本方針案においても、組織再編が公正競争に与える影響を検討した結果、「公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する」と記載していることから、該当箇所は原案のとおりとすることが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見 2-4-7 従前どおりNTT東西とNTTデータ（グループ）との役員の兼任を許容することは、NTT東西とNTTデータの一体経営を認めることと誤解されたり、役員兼任により公正競争は阻害されたりするおそれはないかとの質問。</p>		

<p>概ね変更内容に賛同するものの、従前どおり NTT 東西と NTT データ（グループ）との役員の兼任を許容することは、NTT 東西と NTT データの一体経営を認めることと誤解されないか。</p> <p>NTT データは届け出電気通信事業者でもあるため、特定関係事業者への指定は可能であると解釈しているが、役員兼任により公正競争は阻害されるおそれはないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 2】</p>	<p>○ NTTデータグループに関する御意見については、本方針案 4（3）③において「旧NTT（NTT持株・NTT東西）と旧NTTからの分離会社との間及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第30条第3項第2号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある」と認める場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。」とされており、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

2-5 その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 2-5-1 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）に示される検証における必要な情報は、可能な限り提供していく考え。他方で、新たな分野やサービスに係る検証を行うにあたっては、当該検証における行政及び事業者双方の負担を踏まえ、定期的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、効率的な検証方法の検討を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 当社は、電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）に示される検証における必要な情報は、可能な限り提供していく考えです。 	<p>○ 新たな分野やサービスに係る検証を行うにあたっては、定期的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> 他方で、新たな分野やサービスに係る検証を行うにあたっては、当該検証における行政及び事業者双方の負担を踏まえ、定点的に状況確認を行う事項や、従来の検証で公正な市場形成に影響を及ぼしていないと評価される事項については、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、効率的な検証方法をご検討いただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>場競争に影響を及ぼしていないと評価される事項については、総務省において、公開情報による状況確認や簡易的なアンケート等、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的な検証方法の検討に努めることが望ましいと考えます。</p>	
<p style="text-align: center;">意見 2-5-2 電気通信事業分野の競争状況等を適切に検証し、その評価結果を各種規制に反映させていくとする本方針案に賛同。その上で、方針案に、電柱等の線路敷設基盤の検証に関して、設備保有事業者とそれを利用する他事業者の間での利用の同等性に関する実態把握・検証を行っていく旨を盛り込むことを要望。</p>		
<p>電気通信事業分野の競争状況等を適切に検証し、その評価結果を各種規制に反映させていくとする「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（案）」（以下「方針案」という。）に賛同いたします。</p> <p>その上で、方針案の以下の部分に、電柱等の線路敷設基盤の検証に関して、設備保有事業者とそれを利用する他事業者の間での利用の同等性に関する実態把握・検証を行っていく旨を盛り込んでいただくことを要望いたします。</p> <p><方針案P6より抜粋></p> <p>④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認（中略）</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。</p> <p>（中略）</p> <p>当社は、これまで情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第5回）、同委員会 公正競争ワーキンググループ（第5回）でのプレゼン及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和6年度）（案）」に対する意見募集において、NTT東西殿の電柱を利用する場合、当社のサービス提供は必然的にNTT東西殿より遅れる構造になっていることの問題提起を行なう等、公平性が確保されるよう働きかけてまいりました。そして、先般公表された、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（以下「最終答申」という。）や「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート（案）」（以下「令和6年度レポート案」という。）においては、NTT東西殿と、他事業者との間の利用の同等性に関する検証が必要であるとの取り纏めをいただいたところです。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、本方針案4（3）④「その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認」について、以下の修正を行うことが適当と考えます。</p> <p>④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認</p> <p>上記①から③までのほか、電気通信事業法第27条の3（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。</p> <p><u>あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。</u></p> <p>また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。</p>	<p>有</p>

<p>しかしながら、線路敷設基盤の検証に関して方針案に記載されている、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下「競争指針」という。)は、電柱保有事業者の情報遮断の在り方等が示されているものであり、また、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下「電柱管路ガイドライン」という。)は、認定電気通信事業者が設備保有者の電柱・管路等を使用する場合に、双方が遵守すべき標準的な取扱方法を定めたものであると承知しており、競争指針や電柱管路ガイドラインに基づき講じられる措置の実施状況の確認だけでは、NTT 東西殿と他事業者との間の利用の同等性に関する検証はできないものと認識しております。</p> <p>当該検証については、令和6年度レポート案において、今後取り組むべき課題等として、「競争指針及び電柱管路ガイドラインに基づき講じられる措置の実施状況について確認を行う。また、電柱の自己利用と他社利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について把握し、必要な検証を行う。」との記載がされ明示的に行っていくこととされていますが、方針案の「その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認」の部分において、その要素が明確に表現されていないと考えます。</p> <p>したがって、最終答申の内容を適切に反映し、令和6年度レポート案との整合をとる意味においても、方針案に、NTT 東西殿と他事業者との間の利用の同等性に関する検証の必要性の要素が盛り込まれることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
<p>意見2-5-3 法令・ガイドライン等に基づき、公平・公正性の検証が行われることについて賛同。検証の手法として、電柱事業者（貸与する側）だけでなく、電線事業者（貸与を受ける側）からもヒアリングを実施し、貸借両面から検証を行うことを要望。検証方針を定めるに当たり、ガイドラインの遵守状況と並行して、ガイドラインの見直しについても検証対象に加えることを要望。</p>		
<p>法令・ガイドライン等に基づき、公平・公正性の検証が行われることについて賛同致します。</p> <p>・要望1</p> <p>検証の手法として、電柱事業者（貸与する側）だけでなく、電線事業者（貸与を受ける側）からもヒアリングを実施し、貸借両面から検証を行うことを要望致します。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」においては、以下のように問題となる行為が挙げられています。</p> <p>第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>ア電柱・管路等の貸与に係る行為</p> <p>～前略～</p> <p>「当該インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要とな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御要望1については、総務省において、今後の市場検証の参考とするものと考えます。 ○ 御要望2については、本方針案5「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」とおおり、「法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う」ことを予定しております。 	<p>無</p>

<p>る情報を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること」 ～以下略～</p> <p>これらの行為は、電柱事業者が自ら公表するとは考えにくいため、電線事業者からも事例のヒアリングを行うべきと考えます。電線事業者からのヒアリングでは、貸与に至るまでに長期間に複数回の再申請を要するケースや、添架否の詳細理由の提示がないため、申請そのものを取り下げるケースが考えられますが、これらのケースは、電線事業者にとって、喫緊の課題であると思料致します。</p> <p>・要望2</p> <p>今般、検証方針を定めるに当たり、ガイドラインの遵守状況と並行して、ガイドラインの見直しについても検証対象に加えていただくことを要望致します。</p> <p>例えば、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の対象としては“電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備”とされておりますが、新設設備か既設設備かの明示はなされておられません。新設設備が電柱事業者の管理システムに登録されるまでは、電線事業者は添架申請することが出来ず、サービスエリアの展開に遅延を来すケースも考えられることから、新設設備と既設設備の両方が対象であることを明示することで、公平・公正な共添架対応が可能になるものと考えます。</p> <p>総務省情報通信審議会において2025年2月3日最終答申されました「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の『Ⅲ.公正競争の確保の在り方』でも「ネットワークの高度化」は、設備競争（電気通信回線設備（回線設備）を自ら設置する事業者（回線設置事業者）間の競争）を通じて図ることを基本とし、その確保には、線路敷設基盤（電柱・管路等）を保有しない者でも回線設備が設置できるように線路敷設基盤が解放されていること等が重要となる」と記されており、線路敷設基盤の公平・公正な運用は、非常に重要であると認識しております。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>意見2-5-4 電気通信事業法第27条の3に基づき公正競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認することに賛同。競争ルールの在り方を検討する上では、MNO-MVNO間の競争状況を注視するとともに、公正競争や利用者利便の確保等の観点から、慎重に対応することを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法第27条の3に基づき公正競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認頂くことに賛同いたします。 ・ その際、例えば「お試し」に係る通信料金割引等の各競争施策については、電気通信事業法第27条の3の規律の趣旨を踏まえて、MNO-MVNO間の公正な競争環境の確保の観点から分析・検証することが必要と考えます。 ・ この点、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が確認された場合は、適時に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法第27条の3の規律については、別の委員会等で詳細な議論を行うことを予定しています。 	<p>無</p>

<p>問題解決がなされるよう制度的対応を含め、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争ルールの在り方については、競争ルールの検証に関するWG（第63回）において、「改正法施行当時、『通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶する』としていたこと等を勘案し」「時代に即した競争ルールの在り方を考えることが適当」とされたところ、「競争ルールの検証に関する報告書2024」にて示された通り、現時点においてもMNOは依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとはいえない可能性があります。 この点、仮に競争ルールの見直し等が行われる場合、これまで電気通信事業法第27条の3に基づき確保されてきたMNO-MVNO間の公正な競争環境の維持が難しくなる可能性が否定できず、その結果、2,000者に上るMVNOが淘汰されモバイル市場における競争が減退することで、料金の低廉化やサービスの多様化等の観点から利用者に不利益を及ぼすおそれがあると考えます。 このため、競争ルールの在り方を検討する上では、MNO-MVNO間の競争状況を注視いただくとともに、公正競争や利用者利便の確保等の観点から、慎重に対応いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
意見2-5-5 電気通信事業に係る法令やガイドライン等、これまで多くの規律について議論が重ねられ、継続されている状況と認識。各種規律については、改めて本来の政策目的の達成状況を検証したうえで、必要に応じて制度の見直しを要望。		
<p>電気通信事業に係る法令やガイドライン等、これまで多くの規律について議論が重ねられ、継続されている状況と認識しております。</p> <p>特に電気通信事業法第27条の3のガイドラインにおいては、毎年規律内容の変更が行われた結果、ガイドライン規定が複雑化し、事業者における施策の是非の判断や販売現場におけるお客様への説明などの運用が困難な状況となっています。</p> <p>そのほか、各種報告規則の提出様式や要請文に基づく報告に関しても、環境の変化に伴い、必要性が低下しているものがあります。</p> <p>各種規律については、改めて本来の政策目的の達成状況を検証したうえで、必要に応じて制度の見直しをしていただくよう、要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証の参考とするものと考えます。 ○ 電気通信事業法第27条の3の規律については、別の委員会等で詳細な議論を行うことを予定しています。 	無
意見2-5-6 本指針が全体としては年度単位で反復して行う調査項目について記載されている中、価格転嫁・取引適正化対策の取組確認だけは「価格高騰」という一時的なトレンドとなる市場動向に基づいた調査項目と設定されているように読め、他の調査項目とは調査の理由や根拠がずれているように見える。本方針に係るものとしてではなく、令和7年度の「電気通信事業分野における市場検証」の調査項目として扱う方が適当との考え。		
<p>4(3)の中で「サプライヤーとの取引における価格転嫁・取引適正化対策の取組状況等について確認を行う」との記載がありますが、本指針が全体としては年度単位で反復して行う調査項目について記載されている中、この価格転嫁・取引適正化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 価格転嫁・取引適正化対策の取組は、令和5年度の市場検証から継続して確認しており、昨今の市場の状況を踏ま 	無

<p>の取組確認だけは「価格高騰」という一時的なトレンドとなる市場動向に基づいた調査項目と設定されているように読め、他の調査項目とは調査の理由や根拠がずれているように見えます。</p> <p>本方針に係るものとしてではなく、令和7年度の「電気通信事業分野における市場検証」の調査項目として扱う方が適当ではないでしょうか？（例えば、重点的検証事項とする など）</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>えますと、今後も引き続き調査・検討する必要があると考えておりますので、該当箇所は原案のとおりとすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、本方針は従来の「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」の代わりになるものであるものの、同年次計画のように年度ごとに「重点的検証項目」は設定しないこととしております。</p>	
---	--	--

3. 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1 NTT東西の本来業務以外の業務の在り方については、活用業務が事後検証へと見直されたことを受けて、本来業務や公正競争への影響有無に関する評価の透明性や適正性等の確保がますます重要になるとの考え。評価の基準を明確にした上で必要となる調査等を行い、事後検証において関係事業者等の意見を確認することで市場の変化を迅速に把握すること等が必要であり、その結果、NTT東西の活用業務の実施にあたり本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障があると認められる場合には、制度の見直し等を含めて、早急に必要な措置を講じることを要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の本来業務以外の業務の在り方については、最終答申において、「今回の見直し後の状況等を踏まえ、経営自由度の向上と公正競争の確保等を併せ確保する観点から、引き続き検討することが適当」とされたところ、活用業務が事後検証へと見直されたことを受けて、本来業務や公正競争への影響有無に関する評価の透明性や適正性等の確保がますます重要になるものと考えます。 この点、評価の基準を明確にした上で必要となる調査等を行い、事後検証において関係事業者等の意見を確認することで市場の変化を迅速に把握いただくこと等が必要であると考えます。 その結果、NTT東西の活用業務の実施にあたり本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障があると認められる場合には、制度の見直し等を含めて、早急に必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 活用業務の事後検証化等に伴う検証の方針については、令和8年度の本方針の改定の際に追記する予定ですが、頂いた御意見については、総務省において、今後の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2 NTT東西の活用業務は、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で認められており、今後も当該範囲の中で認められるべきであるとの考え。</p> <p>NTT東西が新たな活用業務を実施する場合には、関係事業者等が事前に当該業務の内容を把握できるようNTT東西から総務省への報告内容等を公開することや、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務について、本来業務の円滑な遂行と公正競争の確保に支障のないものを</p>		

<p>「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等において具体事例等を記載することは、当該活用業務の適正性確認の厳格化や範囲の明確化に資するとの考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西の活用業務は、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で認められており、今後も当該範囲の中で認められるべきであると考えます。 NTT 東西が新たな活用業務を実施する場合には、実施基準の作成・届出とともに業務内容について総務省殿へ報告した上で、関係事業者等が事前に当該業務の内容を把握できるよう NTT 東西から総務省殿への報告内容等を公開することや、NTT 東西による地域電気通信業務以外の業務について、本来業務の円滑な遂行と公正競争の確保に支障のないものを「NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」等において具体事例等を記載することは、当該活用業務の適正性確認の厳格化や範囲の明確化に資するものと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西は、改正NTT法に基づき、活用業務に関する実施基準及び毎年度の実施状況報告を公表する必要がありますが、その具体的な運用方法については、まずは、総務省において検討することが適当であると考えます。 ○ その上で、NTT東西の活用業務の事後検証については、市場検証委員会において実施していくこととなりますが、頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。 	無
<p>【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見3-3 評価、制度・施策の見直しにおいては、市場環境の変化に加え、NTTグループの再編等の状況変化についても十分な考慮が必要との考え。最終答申において、引き続き検討となった各項目の検討に資する評価を行う際には、最終答申で示された方向性についても十分考慮すべきとの考え。</p>		
<p>評価、制度・施策の見直しにおいては、市場環境の変化に加え、NTTグループの再編等の状況変化についても十分な考慮が必要と考えます。</p> <p>最終答申において、引き続き検討となった各項目の検討に資する評価を行う際には、最終答申で示された方向性についても十分考慮すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。 	無
<p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見3-4 直近のNTTデータグループの完全子会社化など、NTTグループの再編が進められているが、実質的な一体化により、NTTグループ全体の優位性が強化され、公正競争上の懸念があるとの考え。健全な競争環境を確保するためにも、NTTデータをNTT東西の「特定関係事業者」に指定すべきとの考え。所有回線の多寡にかかわらず、NTTデータをNTTドコモの「禁止行為の相手方となる特定関係法人」に指定すべきとの考え。NTTドコモによる株式取得を「登録の更新」の対象とし、また、NTTドコモビジネスとNTTデータの「合併」を審査対象にすべきとの考え。</p> <p>また、NTT持株による事業の在り方については、NTT持株が本来業務に専念できているか、改めて確認する必要があるとの考え。事業計画の内容については、出資や投資計画も含めるべきとの考え。</p> <p>NTT東西の分離の在り方を検証するにあたっては、単にNTT東西の経営効率化のみの観点にとどまらず、国民の負担により整備した線路敷設基盤上で行われる電気通信事業で得られる収益と、NTT東西が統合を求める背景とされる電話サービスの収益との関係や、東西分離によって機能している設備競争への影響など多角的な検証が必要との考え。</p>		
<p>直近のNTTデータグループの完全子会社化など、NTTグループの再編が進められておりますが、実質的な一体化により、NTTグループ全体の優位性が強化され、公正競争上の懸念があると考えます。</p> <p>例えば、全国に顧客基盤を持つNTT東西と公共の社会インフラ等を有するNTTデータが一体的な事業運営を行うことで、市場競争が停滞する懸念がありますが、NTTデータは、現時点でNTT東西の「特定関係事業者」に指定されておられません。役員兼任や、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTTデータグループに関する御意見については、本方針案4(3)③において「旧NTT (NTT持株・NTT東西) と旧NTTからの分離会社との間及び株式会社NTTドコモ (以下「NTTドコモ」という。) とその特定関係法人 (電気通信事業法 	無

特定関係事業者以外の事業者への不当な取扱いに対する規制がないことから、顧客基盤のグループ内優先利用を通じて、優位性を強める恐れがあります。これを回避し、健全な競争環境を確保するためにも、NTT データを NTT 東西の「特定関係事業者」に指定すべきと考えます。

また、NTT データは所有する MVNO 回線が 5 万回線を超えているため、現時点で NTT ドコモの「禁止行為の相手方となる特定関係法人」として指定されております。この規制により、NTT ドコモの NTT データに対する不当に優先的な取扱いは禁止されていますが、仮に通信事業を他社へ移管した場合、特定関係法人の指定が外れ、NTT ドコモの禁止行為規制の対象（相手方）ではなくなります。こうした禁止行為規制の潜脱を防ぐルールを整備が必要であり、所有回線の多寡にかかわらず、NTT データを NTT ドコモの「禁止行為の相手方となる特定関係法人」に指定すべきと考えます。

さらに、NTT ドコモによる NTT データの完全子会社化（株式取得）は「登録の更新」の対象になっておらず、現在の持株傘下の並列的關係から、事業を牽引する NTT ドコモとの親子關係に組織改正されれば、NTT ドコモとの事業の一体性がさらに強化される恐れがあります。同様に、NTT ドコモビジネスと NTT データの合併についても審査対象になっておらず、合併すれば、さらに一体性が強化されることとなります。また、親子關係になれば、NTT ドコモグループ内の取引が不透明になり、禁止行為の潜脱が行われる可能性があることから、公正競争上多大な影響があります。そのため、NTT ドコモによる株式取得を「登録の更新」の対象とし、また、NTT ドコモビジネスと NTT データの「合併」を審査対象にすべきと考えます。

NTT 持株による事業の在り方については、NTT 持株が本来業務に専念できているか、改めて確認する必要があると考えます。

例えば事業計画案について、事前の認可段階において計画されている事業や投資計画が本来業務に対して悪影響を及ぼさないかなど、議論・検証が必要と考えます。

特に、これまでの事業計画の内容については、建設計画及びサービス計画を中心として提出されてきたところ、これらの情報のみでは、本来業務に支障があるか否かの判断がつかかぬため、出資や投資計画も含めるべきと考えます。

NTT 東西の分離の在り方を検証するにあたっては、単に NTT 東西の経営効率化のみの観点にとどまらず、国民の負担により整備した線路敷設基盤上で行われる電気通信事業で得られる収益と、NTT 東西が統合を求める背景とされる電話サービスの収益との関係や、東西分離によって機能している設備競争への影響など多角的な検証が必要と考えます。

【KDDI 株式会社】

第30条第3項第2号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性があることと認める場合は、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。」とされており、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。

- NTT持株による事業の在り方やNTT東西の分離の在り方については、本方針案5「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」において、「最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされたNTT東西の分離の在り方、NTT持株による事業の実施の在り方」等の「各項目の検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う」としておりますが、頂いた御意見については、総務省において、今後の参考とするものと考えます。

4. その他

頂いた御意見	頂いた御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1 公正競争を確保するために、競争環境を検証し、規制の在り方についてPDCAサイクルで、不断に見直すことを要望。特に、移動通信分野のMNOとMVNOの競争が適正かの評価を厳密に行うことを要望。</p>		
<p>公正競争を確保するために、競争環境を検証し、規制の在り方について PDCA サイクルで、不断に見直して欲しい。 特に、移動通信分野の MNO と MVNO の競争が適正かの評価を厳密に行って欲しい。</p> <p>過去には、MNO が端末代金を大幅に割り引く、いわゆる「1円端末」と云う施策で、MVNO の参入を阻んだ。 すなわち、端末との通信との抱き合わせ販売である。これに規制が入り、MVNO のシェアが向上した。</p> <p>すると、MNO は手を変え品を変えて、新たな抱き合わせ販売手法を実行し、再び MVNO のシェアが落ち込んだ。</p> <p>「1円端末」から変えたのは、「光回線」である。</p> <p>例えば、NTTドコモの4GBのプランだと、月額の基本料が¥2,500_であるが、「光回線」と抱き合わせると、4割の¥1,000_を割り引いて、¥1,500_となる。</p> <p>事業規模のみならず、社員規模も少ないMVNOが、「光回線」との抱き合わせを行うのは、障壁が高い。 この様な状況は、「公正」な競争とは云えないのではないか？</p> <p>又、NTTドコモで抱き合わせ販売を選択した人と、抱き合わせを選択しなかった人の差額は、誰が支払うのだろうか？ 抱き合わせを選択しなかった人が、抱き合わせを選択した人の料金を負担していることにならないか？ 消費者保護の観点からも、この偏りは問題であると考えます。</p> <p>「光回線」との抱き合わせは、規制されるべきと考える。 禁止するのが望ましい。仮に存続させるにしても、割引率を2%以下程度とするべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-2 MNOとMVNOの競争の評価について、それぞれの販売施策と、それによるシェアの変化の評価を要望。</p>		

<p>MNO と MVNO の競争の評価について、</p> <p>それぞれの販売施策と、それによるシェアの変化を評価して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1円端末」の規制前／規制後 ・「光回線抱き合わせ」の施策開始前／施策開始後 ・「光回線抱き合わせ」の規制前／規制後 <p>よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とするものと考えます。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針

令和 7 年 9 月 4 日策定
総 務 省

1 趣旨

総務省は、これまで、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議からの客観的かつ専門的な見地による助言を得つつ、電気通信事業分野の市場検証を継続的に実施してきた。

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日 情報通信審議会答申。以下「最終答申」という。）では、透明性や実効性が確保された形で、時代に即した規制の見直しを図る体制を構築する観点から、こうした検証を通じた規制の PDCA サイクルについて、法的に位置付けることが適当とされた。

これを受け、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「令和 7 年改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 167 条の 3 において、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等が規定された。

本方針は、同条第 2 項に規定する調査及び評価の実施に関する方針として定めるものである。

2 競争状況等の調査及び評価の概要

(1) 目的等

電気通信事業分野は、技術革新が著しく市場環境の変化も激しいことから、公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や競争環境を検証し、必要に応じて、規制の内容はもとより、事前規制・事後規制といった手法を含む規制の在り方について不断に見直していくことが不可欠である。

このため、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案しつつ、「電気通信事業者間の競争の状況の調査」及び「電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査」を行い、それらの結果に基づき、「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」を行う。

評価の結果は、電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用する。また、評価の結果を踏まえ、必要に応じて、規制の在り方を見直しを実施する。

(2) 情報通信行政・郵政行政審議会への諮問

電気通信事業法第169条第2号において、本方針とともに、本方針に基づく評価については、情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないこととされている。

総務省は、本方針に基づく調査の実施段階から、その状況を審議会に報告するなど、客観的かつ専門的な見地からの助言を得ながら評価を行う。

(3) 調査及び評価のスケジュール

本方針に基づく競争状況等の調査及び評価は、令和7年度から年度単位で実施することとし、各年度における当該調査及び評価の結果は、意見募集及び審議会からの答申等を踏まえ、翌年度の夏頃を目途に取りまとめ、公表する。

(4) 調査及び評価の手法

本方針3及び4において定めた項目について定期的に調査を行い、その結果に基づき、本方針5において定めた評価を行う。

調査及び評価の実施に当たっては、電気通信事業法及びNTT法に基づく報告・届出等により得られた情報、関係事業者等による公表情報、関係事業者等や利用者へのアンケート等の結果を用いるとともに、必要に応じ、審議会における関係事業者等に対するヒアリング結果を用いる。

関係事業者等に報告等を求める事項については、事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直す。

(5) 調査及び評価の結果等を踏まえた本方針の見直し

毎年度の調査及び評価の結果や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、本方針を見直す。

NTTグループに対する公正競争条件の法定化、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）の活用業務（NTT法第2条第6項に規定する業務をいう。）の事後検証化等、令和7年改正法において令和8年度までに施行が予定されている項目については、関係省令等の整備状況等を踏まえ、令和8年度に本方針を改定し、調査及び評価の方針を定める。

3 電気通信事業者間の競争の状況の調査

(1) 調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のために必要な政策対応の在り方を検討するに当たり、検証対象となる市場を画定した上で、競争状況等に関する指標を定期的に観測し、各検証対象市場における競争状況等の動向を継続的に分析する。

また、電気通信事業者のネットワークにおける他者のクラウドサービスの利用が進展しつつあること等を踏まえ、電気通信事業者向けのクラウドサービス等の

実態把握を行う。

あわせて、国際競争力の強化等の観点から、各事業者の研究開発への取組状況の把握を行い、電気通信技術の発達を勘案して、競争状況等を分析する。

(2) 検証対象市場に係る競争状況等の分析

① 検証対象市場

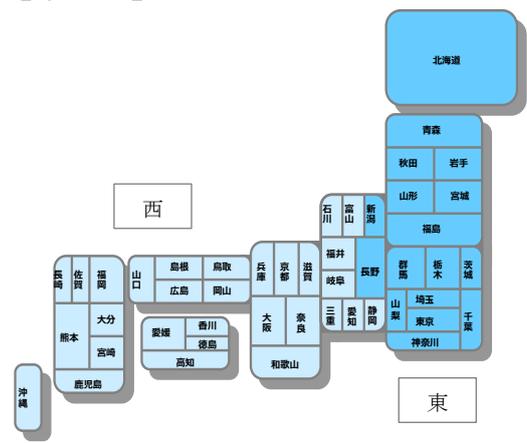
検証対象市場の範囲（サービス範囲及び地理的範囲）は、以下のとおりとする。

サービス範囲			地理的範囲	
移動系通信	小売市場	移動系通信市場	全国	
		携帯電話向け通信サービス市場		
	通信モジュール市場			
	卸売市場	移動系通信市場		
携帯電話向け通信サービス市場	通信モジュール市場	全国		
			固定系ブロードバンド市場	ブロック別
固定系超高速ブロードバンド市場				
FTTH 市場				
固定系通信	データ通信	ISP 市場	全国	
		卸売市場	FTTH 市場	ブロック別
	音声通信	小売市場	固定電話市場	東西
			050-IP 電話市場	全国
法人向けサービス市場	ネットワークソリューション	移動系通信市場（法人向け） 固定系通信市場（法人向け）	用途ごとの横断的な市場	全国

【ブロック別】



【東西別】



② 定点的に観測する指標等

一定程度の市場シェアを持つ事業者数や市場シェアの変動の大きさ等から事業者間の競争状況を俯瞰的に分析するため、市場構造に関する指標（事業者

別シェア、市場集中度等)を把握する。

市場規模が拡大傾向にあるか縮小傾向にあるかによって、市場構造に関する指標の評価は異なり得るため、市場全体の動向に関する指標(契約数等)を把握する。

市場構造に関する指標には必ずしも現われてこないものの競争状況に影響するものであるため、事業者の動向に関する指標(市場に参入する事業者数、主要各社の売上高・営業利益・設備投資等)を把握する。

市場構造に関する指標では捉えきれないものの競争の程度を表すものであるため、事業者のサービス間の代替性に関する指標(主要各社の契約数の増減率、料金プランの状況等)を把握する。

なお、市場環境の変化や審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言等を踏まえ、必要に応じ、追加的な指標を把握する。

(3) 電気通信事業者向けクラウドサービスの実態把握

仮想化技術等の発達により、仮想化した機能のクラウドへの移管や、クラウド事業者によるネットワーク制御等の重要機能の提供が進展しつつあり、今後、通信ネットワークを構成する設備や機能の変化とともに、これらを提供する事業者の影響力の拡大など、ネットワークの仮想化・クラウド化により電気通信事業を取り巻く環境が大きく変化していくことが想定される。

このため、電気通信事業者向けのクラウドサービスの実態把握として、その料金や提供条件、主要電気通信事業者による利用や依存の状況等の調査を行う。

(4) 研究開発への取組状況の把握

(3)のほか、電気通信技術の発達が電気通信事業者間の競争に影響を及ぼし得ることを踏まえ、電気通信事業者の研究開発への取組状況の把握として、電気通信事業者の研究開発費の推移、共同研究開発や異業種連携を含めた研究開発に関する取組等について、中長期的な動向を含めて調査を行う。

また、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第20号)による研究に関する責務撤廃後のNTT株式会社(以下「NTT持株」という。)の基礎・基盤的研究への取組状況を含む研究開発競争の状況を把握し、国際競争力強化への影響や我が国の情報通信産業の研究開発力の確保の観点から検証を行う。

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(1) 調査の概要

電気通信事業の公正な競争の促進のため、電気通信事業法及びNTT法をはじめ

として、関係する法令・ガイドライン等において、電気通信事業者の業務の適正性等を確保するための様々な措置が講じられている。

電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼす問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に対処していくため、主要な電気通信事業者の経営・財務状況及び業務運営・組織態勢について定点的に把握するとともに、関係する法令・ガイドライン等の遵守状況を含め、電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況を確認する。

(2) 経営・財務状況及び業務運営・組織態勢の把握

主要な電気通信事業者における経営・財務状況やリスクマネジメントやガバナンス態勢を含む業務運営・組織態勢等について把握を行う。

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

①市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法第30条及び第31条に基づく市場支配的な電気通信事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について、**別表1**及び**別表2**のとおり確認を行う。

あわせて、NTT東西の「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（平成27年2月策定）を踏まえた対応状況等について、**別表3**のとおり確認を行う。

なお、電気通信事業法第30条第1項に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となり得るものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（未指定事業者）に対しても、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行う。

②NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

NTTの各種事業分離時や再編成時に設けられたNTTグループに対する累次の公正競争条件のうち、引き続きNTTグループ各社において遵守されるべきものの遵守状況等について、**別表4**のとおり確認を行う。

③NTTグループの組織再編に係る対応等

旧NTT（NTT持株・NTT東西）と旧NTTからの分離会社との間及び株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）とその特定関係法人（電気通信事業法第30条第3項第2号に基づき総務大臣が指定する者に限る。以下同じ。）との間の組織再編（合併・吸収分割・事業等の譲受け・資本関係の変更等）が発生する場合には、必要に応じて、組織再編の内容についてNTTグループに説明を求め、審議会の客観的かつ専門的な見地からの助言や競争事業者における懸

念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある
と認める場合は、組織再編の影響等の説明を NTT グループに求めつつ、組織
再編が公正競争に与える影響を検討する。

検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、その
対応内容については、個別の事例に応じて、その都度検討する。

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から③までのほか、電気通信事業法第 27 条の 3（移動電気通信役務
を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における競争の促
進に関する指針」（平成 13 年 11 月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使
用に関するガイドライン」（平成 13 年 4 月策定）に基づき講じられる措置その
他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況に
ついて確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関し
て同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢
を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

5 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価

本方針 3 及び 4 の調査の結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確
保されているかどうかについて評価を行う。

その際、電気通信事業法第 30 条及び第 31 条に基づく禁止行為規制の適用対象等
の妥当性、NTT グループに対する累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適
否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえ
た制度・施策等の見直しを視野に入れた評価を行う。

また、最終答申において、引き続き検討することが適当であるとされた NTT 東西
の分離の在り方、NTT 持株による事業の実施の在り方、ネットワークの仮想化・ク
ラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方等の各項目の検討に資するよう、必要に
応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う。

別表 1 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認における確認対象者及び確認項目（固定系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第一種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT 東西）	<p>① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等</p> <p>② 電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当な差別的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な差別的取扱い等の有無を検証するための情報等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A 局舎スペースの利用に関する検証 B NTT 東西における各種手続についてのリードタイム検証 C NTT 東西の接続機能要望等に関する検証 D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 E NTT 東西におけるネットワーク調達取引に関する検証 F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証</p> <p>③ 他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者・販売業者に対し、その業務について、不当な規律・干渉が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況並びに不当な規律・干渉の有無を検証するための情報等</p> <p>④ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等</p> <p>⑤ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱わないように講じた措置及びその実施状況並びに不利な取扱いの有無を検証するための情報等</p> <p>⑥ 電気通信業務又はこれに付随する業務を受託した子会社において、当該業務に関して、①から⑤までの行為が行われないよう講じた措置及びその実施状況並びに①から⑤までの行為の有無を検証するための情報等</p>
(2) 上記(1)の契約の相手先である一定規模以上の電気通信事業者	<p>① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容</p>
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	<p>① (1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例</p> <p>② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い等が疑われる事例</p> <p>③ (1)の事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例</p> <p>④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等</p>

別表2 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の
確認における確認対象者及び確認項目（移動系通信）

確認対象者	確認項目
(1) 第二種指定電気通信設備に係る市場支配的事業者（NTT ドコモ）	① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等 ② 電気通信業務について、特定関係法人に対し、不当な優先的取扱い等が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等 ※客観的・定量的なデータ等に基づき、以下の検証も行う。 A グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証 B 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証
(2) 上記(1)の特定関係法人	① (1)の事業者との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容
(3) 上記(1)の競争事業者である一定規模以上の電気通信事業者等	① (1)の事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)の事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が疑われる事例 ③ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

別表3 サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等についての確認対象者及び
確認項目

確認対象者	確認項目
(1)NTT 東西	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否
(2)NTT 東西以外の 主要なFTTH事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①～⑩のうち NTT 東西以外の事業者にも確認すべき項目

別表 4 NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認についての確認項目

公正競争条件	確認項目
①NTT 東西によるネットワークの公平な提供	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西は、回線提供を行う際、NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社（以下「NTT ドコモビジネス」という。）及び株式会社 NTT データ（以下「NTT データ」という。）を不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。
②各種取引条件等の公平性の担保	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT データとの間において行われる取引を通じて、NTT 持株又は NTT 東西からの補助が行われていないか。 また、NTT 東西と NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス、NTT データ又は NTT ドコモソリューションズ株式会社との間において行われる取引条件（局舎等の使用、工事・保守の受委託等）について、他の電気通信事業者と同等となっているか。
③在籍出向及び役員兼任の禁止	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株又は NTT 東西と NTT ドコモ、株式会社 NTT データグループ又は NTT データとの間、NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で、出向形態による人事交流は行われていないか。 NTT 東西と NTT ドコモ又は NTT ドコモビジネスとの間の役員兼任が行われていないか。
④独立した営業部門の設置	<ul style="list-style-type: none"> NTT ドコモビジネスは、NTT 東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 利用者の利便性維持のために NTT 東西が、NTT ドコモビジネスの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同じとなっているか。
⑤顧客情報その他の情報の公平な提供	<ul style="list-style-type: none"> NTT 東西と NTT ドコモビジネスとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとされているか。
⑥共同資材調達の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか。

(注) 確認項目は、NTT グループにおける自主的な取組として公表されている公正競争条件も含め、各社毎の条件の概観把握を目的に、項目毎の概要を整理したもの。

具体的な公正競争条件については、以下のとおり。

- データ通信事業の分離について（1988年4月日本電信電話株式会社報道発表）
- 日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（1992年4月郵政省報道発表）
- ソフトウェア関連業務の事業化について（1997年3月日本電信電話株式会社報道発表）
- 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（1997年12月郵政省告示）